

法定外公共物の改築について

里道の舗装や水路の入替など、法定外公共物の改築工事を実施しようとする場合には、改築申請書の提出が必要となります。

【要件】

改築目的等が次の要件を満たしていること。

- ①法定外公共物の機能向上または機能保持につながると認められること。
- ②市の認める施工基準に適合していること。
- ③地元自治会長・水利代表者等利害関係者の同意が得られていること。

【工事の費用負担】

法定外公共物の改築許可を受けて行う工事にかかる費用は、申請者の負担となります。また、完成物件は原則として市に帰属することになります。

【備考】

申請に基づき内容を審査のうえ、改築許可書を発行します。（申請から約 2 週間）

【提出書類】

○申請（2部提出 工事1週間前までに提出）

- ☐ 法定外公共物改築申請書・・・・・・・・・・（法様式第 17 号）
- ☐ 位置図（住宅地図等で所在地のわかるもの。縮尺 1/1000～1/3,000 程度）
- ☐ 実測平面図（地番、方位、縮尺等を記したもの。縮尺 1/250～1/500 程度）・実測横断面図※
- ☐ 計画平面図及び構造図・計画横断面図※
- ☐ 求積図（物件の面積がわかるもの。縮尺 1/100～1/500 程度）
- ☐ 現況写真
- ☐ 利害関係人の同意書（地元自治会長及び水利代表者）・・・・・・・・（法様式第 13 号）
- ☐ 損害賠償責任負担書・・・・・・・・・・（法様式第 19 号）
- ☐ 帰属承諾書
- ☐ 隣接土地所有者一覧表・・・・・・・・・・（法様式第 4 号）※
- ☐ その他市長が指示する書類（字限図、地籍図、土地登記簿謄本等）※

[※]については、軽微な工事の場合には省略可

○工事完了後（1部提出 工事完了後 30 日以内）

- ☐ 工事完了届（完成写真添付）

[申請先] 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 市役所本庁舎 2 階
宍粟市役所建設部建設課管理係 TEL：0790-63-3068 FAX：0790-62-9939